

これまでの審議会における指摘・意見等の要約

1 産業廃棄物税制度の導入について

(事業者からの意見)

○産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進を図り、税収が循環型社会の形成と円滑な産業廃棄物処理のための施策の財源や、排出事業者や処理業者等の自主的な取組みを側面から支援するために使われるなら、産廃税を導入する趣旨は理解できる。

(委員からの意見)

○環境の保全が経済活動や日常生活などを含めたあらゆる活動に優先されるべき最優先課題であるという基本的な考え方にに基づき、循環型社会を検討する中で現在産廃税の検討が進んでいると認識している。

○各自治体はゴミの処理をほとんど有料化しているが、減量化にだいぶ貢献したという結果がでている。住民の意識がだいぶ変わった。

○税も含めて、どうすれば廃棄物を減らして最終処分場に埋め立てる量を少なくしていけるのか、そのようなことが基本になる。

○他県では、財政が緊縮しているから税をとると言っているところもあるが、一般財源が足りないから、環境教育や不法投棄の監視に税をあてて、その予算は他にあてるということであれば、税金を払うほうは納得ができないと思う。

(既導入県の状況)

○三重県では、排出事業者が生産工程の改善等による排出削減やリサイクルの取組みを継続的に進めていることが税収見込額を大きく下回った主な原因と考えられる。

○最終処分業者特別徴収方式を取っている県では、最終処分業者による税の徴収については、処分料金とは別に適切に税の徴収がなされている。

○また、中間処理業者から排出事業者への税の転嫁は、周知・説明は行われているものの、今のところ転嫁実態は十分には把握されていない。

○産廃税導入によって、税収による補助事業の活用が排出事業者における減量化促進にある程度寄与している。

○税の導入に伴う産業廃棄物の県外への追い出しや県内への流入抑制はこれまでのところ認められていない。また、不法投棄の明確な増加は見られていない。

2 産業廃棄物税制度の導入に向けての検討内容

(1) 制度の目的について

(事業者からの意見)

○税が適正で広域的な中間処理を阻害するような、新たな形態の搬入規制として運用されれば税の導入には反対。

(委員からの意見)

○福島県はどうあるべきかという姿勢を明確に県民に示すべき。税をたくさんかけて、なるべく福島に産廃が来なくすることも考えられる。

○福島県にごみ来なければいいという考え方で課税すると、後発県にもっとかけられてしまう。

○減量化、資源化、リサイクルに資する制度にすべき。徹底的にやっている事業者もあれば、それほどでない事業者もある。

○産廃税の導入の目的は、排出抑制。用途も排出抑制の研究助成に使うことになる。県全体としてどう廃棄物の排出行為を抑制するかとか、最終処分場の残余年数を延命させるのかという議論をしていく必要がある。

○基本的な目的は、排出抑制と健全な事業育成にある。排出抑制に一番効果がある方法で制度設計すべき。

○排出抑制の助成のための目的税であれば、理解は得られる。

○各県の条例では、産業廃棄物の排出抑制のための技術や設備の導入を支援するために税を課すというところが多いが、廃棄物を排出すると税金がかかるので排出抑制をするのが目的ではないのか。

○税の目的は、事業者が認識を高めて排出量を抑制し、最終処分場の延命化を図るということではないか。

○税の目的として技術開発や設備導入の補助をすれば、自社ではお金を出さないことになるので、同じことになるのではないか。

○リサイクルを効率よく行うには、1事業者だけで解決ができないものもあり、事業者が協力して技術開発を行うことも必要。

○税の導入により、不法投棄や処理に手抜きをする業者がいれば、環境の悪化をもたらすことになるのではないか。

○各事業者をネットワーク化して、廃棄物を効率よく資源化、リサイクルして、減量化につなげるという方向にもっていくべき。

○処理施設は作る必要があるが、地元の同意が得られにくく、設置を進めるため、地域振興にお金を出すことも必要だと思う。制度の目的のところに、「産業廃棄物処理施設の整備促進」という項目が入ってきてしかるべき。

○循環型社会を構築していくためには、事業者の方だけの理解では難しい。県民の理解を高める環境教育により、事業者の効率的な事業運営や最終処分場を作る際の地域住民の理解などへ協力してもらおうというある。

○今回の税の導入というのは、産廃業者に直接かける税で、それはどういう目的で使うのか、どういう形で徴収するのかということに限定した議論をして、結果的にどういった影響が出るかは、議論としては避けたほうがいい。

(2) 納税義務者及び課税対象について

(委員からの意見)

○産廃税の導入の目的は、排出抑制。使途も排出抑制の研究助成に使うことになる。県全体としてどう廃棄物の排出行為を抑制するかとか、最終処分場の残余年数を延命させるのかという議論をしていく必要がある。

○基本的な目的は、排出抑制と健全な事業育成にある。排出抑制に一番効果がある方法で制度設計すべき。

○減量化、資源化、リサイクルに資する制度にすべき。徹底的にやっている事業者もあれば、それほどでない事業者もある。

○廃棄物の発生抑制という目的では、排出事業者が一番責任があり、自覚を促す意味からは、排出事業者に税金を課するのが一番いい。しかし、他県の小さな事業者が福島県の最終処分場に持ち込む場合など、把握が不可能な場合もあるので、特別徴収義務者をおく制度が一番合理的ではないか。

○最終処分業者が特別徴収義務者となる際の税の事務費は、制度として入れるべきだと思う。

○課税の単位が重さだけなら簡単だが、非常に危険だけど軽いものが安くなると、あまり意味がない。危険なものは高い税金を払うべきで、埋めてもそれほど環境負荷がないものは、高い税金をとらなくてもいい、ポイント制のようなもので課税すべきではないか。

○最終処分場に埋め立てる際に、有害物はある値以下でないと持ち込めない。それが守られていれば、後は重さに課税することとなる。

○リサイクルができるのに、最終処分場に持ち込んでしまったもの、例えば、有機物がたくさんあるような場合には、高く税金をかけるような形にするなど、そのようなものを加味した鑑定ができれば、合理的かと思う。

○最終処分場に持ち込む場合には、マニフェストが重視されて、法律も厳しくなっており、正常に処理されたと仮定して、最終処分場に持ち込まれる廃棄物に対してどうあるべきかということに議論を絞って考えて行きたい。

○これまでの議論を踏まえると、納税義務者は排出事業者、課税対象は、最終処分場に搬入される産業廃棄物になる。

(3) 自社処分場への搬入に対する課税について
(事業者からの意見)

○厳格な管理体制のもと、適切に石炭灰の搬入・埋立処分を行っており、既に多額の経営資源を投下し、周辺環境への影響を極力低減するための対策を施しており、事業特性やこれまでの取り組み状況等を総合的に勘案し、原町火力発電所の石炭灰埋立場への搬入物について、産業廃棄物税の課税対象外としていただきたい。

○「循環型社会の形成に向けて、その目的とする諸施策に産業廃棄物税を投入して行きたい」との考え方については完全否定するものではないが、弊社酸化チタン製造のように元来、多量の廃棄物が発生する事業であり、減量化は技術的、経済的にも非常に難しく、税が各企業に及ぼすダメージも考慮し、きめ細かい慎重な論議を要望し、各事業者が莫大な費用と労力と時間を掛け、“適正自己処理”の責任を果たしている自社処分場処分について、更に税を課すことは容認できない。

(委員からの意見)

○排出抑制が税の目的であれば、自社の中間処理や最終処分であっても一緒になるという議論がなりたちうる。

○自社の処分場を持つだけでも莫大なお金がかかっており、自社なりに努力をしてきたなかで、自社処分場を持っている企業までに税をかけるのか。

○自社処分にも等しく税を課すべきだという結論になった県があるようだが、賛成反対の意見がでているので、これが参考になるのではないか。

○基本的には排出抑制ということなのだから、自社処分をやっている事業者も、排出抑制の努力をしていただくが、一部の県でも認められているような課税の免除なり減額なりという処理で対応するのか、別の制度で自社処分事業者へのケアをするのか、そのような議論のしかたもあるのではないか。

○自社処分場でも埋立量を減らすため、リサイクルや資源化を行いたいが、いろいろとところから集まるので、十分に流れないことがあり、そこが非常に難しい。

○循環型社会の推進のため、排出抑制ということを目的とするのであれば、自社処理であっても、どのくらい安くすべきだという問題はあがるが、同じく税金はかけるべきだと思う。あまりにも安くなってしまうと、抑制効果が働かなくなる。

○環境へ負荷がかかるから課税するという話があったが、負荷の算定が難しい。産業廃棄物の排出に対する税金ということであれば、そこに絞っていかないと、環境税と二重課税になってしまう。

○自社処分も区別せずに一緒にやっていくべきで、例えば廃棄物処分場で問題が起きても、自社処分場のところは県は知りませんというわけにもいかない。税の公正さからは、ここまでは免除してここまでは免除しないという境がはっきり決められない。

○自社処分を一生懸命やっているものに対して課税することは、インセンティブを損なうことになる。

○自社処分をやってないからいい加減にやっているわけではない。中間処理業者はそれなりに投資をしてやっているし、最終処分業者も基準があって、投資をして、ちゃんと県の指導を受けてやっている。規模が大きい小さいかということの違いだけであって、かかっているお金ややっていることも一緒だし、区別するのは非常に難しい。

○いろいろな小さな所も含めて、県の人たちが、代表的なところをヒアリングすることなども必要ではないかと思う。

○自社処分の業者と通常自社では処理できなくて委託処理をしている業者を差別化する理由付けがどこにあるのかということをもうちよつと明確にする議論をした方がいい。

○自社処分場を建設するのに相当月日をかけて地域住民の了解を得ている。お金も相当使っているのも確かである。県や公的機関の最終処分場がもういっぱいになってしまって、そのようなところに埋立てると、他の事業者に迷惑をかけるという面もある。自社でそのようなものを作って、ほかに迷惑をかけないようにするということも考えられる。

○セメントの減量以外でリサイクルできる事業を開拓できるようになってくれば変わってくる。税をそのような事業に使い、自社処分場を持つ事業者も、廃棄物の量を減らしていく姿勢を重視していくことも可能。ただ、急にはなかなか難しくどのように今後進めていくかが一番のポイントになる。

○自社処分に対して全く課税をしなかったら、自社処分量がどれだけ増えてくるかもわからないので、努力が見えるためには、それに応じてすこし税金をかけてもらって、これからの努力に関しての基本になるようにしたほうがいいと思う。

○個人的には、今後県が取り組むべき一つの方向性として、排出抑制やリサイクルを進めるという大前提があるので、基本的には自社処分も対象とすべき。しかし、自社処分場をもっている事業者は、自分の事業所内でも排出抑制をしなければ、自分の首を絞めるようになるので、緩和的な部分も考えていくのが一つの方法だと思う。

○自前で最終処分場を確保するに当たって、いろいろな努力をしているというあたりが、もし減税なり一部免税の重要なポイントであれば、福島県として最終処分場の確保や延命な

どが制度の目的の中に入っているならば、自社で最終処分場を持っている事業者は、制度の目的にかなったことをやっているのだから、理由付けになる気がする。

○自社処分業者についての一定の配慮なり優遇の問題は、仮に軽減するにしても、なぜそこだけ軽減するのかという説明がなかなかつかなくなる。制度の目的に入れるのがふさわしいかどうかというのは、吟味する必要があるが、制度の目的も絡めて、検討したほうがいい。

○県では、郡山地区に公共の処分場を建設したいという要望があって、取り組んでいるようだが、なかなか難しい。いわきにおいてもそうだったが、公共の処分場がいっぱいになってしまって、そこを増設しようとかほかに作ろうとしても、なかなか認められない。処分場は建設するのに大変であるということは、みんな理解できると思う。

○何をしたら減らすとかそのようなものではなくて、積み重ねがいいと思う。これを行っているから、これだけの税金で、あなたはここまでやったから、ここまでの税金だという積み上げでいかないと、納得してもらいにくい。完璧にやっていて、環境負荷も全くないということであれば、課税もないということになる。

(4) 税の適正な負担について

(事業者からの発言)

○中間処理業者が税の負担を強いられることがないようにしてほしい。

(委員からの発言)

○税の導入により、不法投棄に走ることや、処理の手抜きなどに回って、税負担が消化されるという部分がないか検討しておくべき。

○特に適切な把握が重要。排出事業者が、どのくらい排出して、中間処理業者や最終処分業者に委託した量を示すと同時に、最終処分業者もどのくらい受け入れたかをチェックして、違いがないか、一致しているかを把握することになる。

(5) 事業者の事務負担に対する配慮について

(委員からの発言)

○マニフェストがあるので、最終処分場に持ち込まれた量については、どの排出事業者や処理業者からのものはわかることとなる。その量に対して、最終処分業者が税を徴収することになるが、これは結構事務費がかかると思う。既存の事務を最大限利用したといっても、特殊な事務になってくるのではないかと。

○実際に計算するに当たって、変にややこしいと、ますます事務が多くなるので、コンピュータに入れておいて計算できるような形になっていけば、そんなに事務負担はかからないと思う。

○持ち込む排出事業者が非常に多いと大変になる。量は多くなくても、年間の実績を記録しておかないといけない。

○やはり免税点は必要。あまり弱小なところにかけるのはどうか。

3 税の使途

(事業者からの発言)

○再資源化の技術開発を公の機関として推進すること、民間事業者への支援、リサイクル資源の活用拡大、リサイクル設備導入時の補助制度の確立、県内排出事業者に対する優遇税制を要望したい。

(委員からの発言)

○完全循環が一番であり、絶えず最終処分率を下げていくことが必要。技術開発が非常に大事になる。

○資源を循環させるために、企業間の情報交換を行う仕組みが大事。

○現在処理業者が一部行っている処分場への不安感を取り除くことに税金を使うことも考えられる。

○排出抑制の助成のための目的税であれば、理解は得られる。

○税金を基金に積み立てて、基金から環境への負荷が軽減される循環型社会の形成に資する施策に充当すれば、納得される使い方になるのではないか。

○産業廃棄物に直接関わるような施策であって、個々の業者が負担しにくいものに対して税金を充てるのがいいのではないか。

○一般財源かわからないような、あいまいな支出はすべきではない。

○産業廃棄物のリサイクルの推進ということにとらえるとすると、環境教育一般だとか、廃棄物一般ではなくて、産業廃棄物にかかわるものに限った目的に使うということで整理したほうがいいのではないか。

○税を処理段階でかけるのであれば、処理技術の振興や設備の整備に回さなければならないし、排出段階でかけるのであれば、できるだけ排出がないような技術の振興にその税金を充てるべき。税の使途は、税の性格を考慮すべき。

○環境監視という制度がきちんとしていけば、地域住民もそれほど心配しないで、信用してやってくれると思う。地域自治体が責任をもってやっていくべきで、そのために使えば、地域住民にとっても業者にとっても大事なことではないか。

○処分場と関係のない公園を作るとか、もしそのようなことをやるなら、業者さんと地域住民の間にやってもらう話であって、税金の話とは違うのではないか。そのようなものが、各県の中にいくつかあり、これはどうなんだという気がした。

○税の使途として、優良事業者の育成はいいと思うが、税を払うのは優良な業者であり、悪質な業者が不法投棄をすることに対して納めた税金が使われるのかは、ちょっと腑に落ちない気がするのではないか。税の使い方としてはちょっと疑念がある。

○不法投棄の監視体制を強化したことにより、不法投棄の防止に功を奏したということが言われていて、監視体制をなんとかしなければ、不法投棄はどのようにも、にっちもさっちもいかないと思う。みんながそれを同じレベルで認識して、これに税を投じるということについては賛成する。

○不法投棄の監視は、各市町村でも、かなり力を入れて対策を取っている。税の使途としては引っかかる点もあるが、それをやらせないということは非常にわかる。

（既導入県の状況）

○三重県、鳥取県、岡山県、広島県は、一般会計の中に条例に基づき基金を設けて、通常の会計とは別枠で会計処理を行っていて、税の目的にあったものに財源を充てており、会計処理の透明性は確保している。